

平成31年2月現在

精神保健福祉の

しおりの



沼津市福祉事務所

障害福祉課

も く じ

| 項 目 | ページ |
|----------------|-------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1~2 |
| 各種サービス | 3 |
| 税 金 | 4 |
| 自立支援医療（通院） | 5~6 |
| 医療費助成制度（入院） | 7~8 |
| 重度障害者（児）医療費助成 | 9 |
| 自立支援給付（福祉サービス） | 10~13 |
| 障害基礎年金 | 14~15 |
| 相談支援事業所等 | 16 |
| 就職支援制度 | 17 |
| 日常生活自立支援事業 | 18~19 |
| 成年後見制度 | 20~21 |
| 近隣の医療機関（精神科） | 22~23 |
| 駐車場料金減免 | 24 |

◆ 精神障害者保健福祉手帳 ◆

• 精神障害者保健福祉手帳とは？

精神に障害がある人の社会復帰・社会参加の促進を目的に、県知事が交付する手帳です。手帳の交付を受けると各種サービス（P3 参照）、税制上の優遇措置（P4 参照）を受けることができます。

手帳の等級：1 級～3 級

有効期限：2 年間

- 障害の程度に変化があったときは、等級変更の申請を行ってください。
- **更新手続きが必要です。**有効期限の**3ヶ月前**から受付けます。
- 紛失、破損、住所や氏名などの記載事項が変更になったときは、すみやかに障害福祉課で手続きしてください。

• 手帳を取得することができる人は？

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため、長期に渡って日常生活や社会生活に制約のある人

• 交付申請の手続きは？

手帳の交付申請は、初診日から6ヶ月経過した時点で、申請できます。

窓口：障害福祉課

- 申請に必要なもの：
- ①障害者手帳申請書
 - ②障害年金証書の写しおよび年金振込通知書
(年金をもらっていない人は手帳用診断書)
 - ③印鑑
 - ④写真1枚 たて4センチ×よこ3センチ
(写真を貼りたくない方はなくても可)
 - ⑤個人番号(マイナンバー)がわかるもの

• 自立支援医療と同時に申請するときは？

- 申請に必要なもの：①医療用の申請書および手帳用の申請書
②手帳用の診断書
③医療保険証
④個人番号（マイナンバー）がわかるもの
（本人及び同一保険者の原本又は写しが必要です）
⑤写真1枚 たて4センチ×よこ3センチ
（写真を貼りたくない方はなくても可）
⑥印鑑

★診断書用紙は、医療機関に備えてあるところもありますので、かかりつけの病院でお尋ねください。

★診断書は指定医でないと記入ができません。指定医の医師であるかについては、かかりつけの病院でお尋ねください。



◆ 各種サービス ◆

・手帳を所持している人が受けられるサービスは？

◎施設利用料の減免 対象者：手帳1～3級

| 半額免除 | 全額免除 |
|-------------------------------------|--|
| 室内温水プール 大岡テニスコート 愛鷹運動公園テニスコート | 沼津市庄司美術館 戸田造船郷土資料博物館 沼津市芹沢光治良記念館 明治史料館 若山牧水記念館 大型展望水門「びゅうお」 |

市施設駐車場料金免除（9施設）※24ページ参照

◎静岡県ゆずりあい駐車場制度 対象者：手帳1級かつ歩行が困難な方
静岡県ゆずりあい駐車場の「利用証」を交付します。

◎タクシー利用券交付（初乗り運賃×24枚/年（ただし、手帳交付年月により交付枚数は変わります。）） 対象者：手帳1、2級

◎在宅給食サービス 対象者：手帳1、2級
・家庭で食事の確保が困難な重度の障害のある65歳未満の人
・生計中心者の所得税額により、自己負担金が決まります。

◎携帯電話基本料金の割引 対象者：手帳1～3級
本人名義に限る（1回線のみ）
具体的な割引内容や手続きについては、各社異なります。

◎静岡県下の路線バス運賃の割引 対象者：手帳1～3級
割引率：普通運賃・回数券 5割引 定期券 3割引
問い合わせ先・・・静岡県乗合バス事業者 054-255-9281

◎航空運賃（国内線）の割引 対象者：手帳1～3級
割引率は航空会社や路線によって異なります。 ※顔写真付きの手帳が必要です。

◎NHK放送受信料の免除
世帯構成員全員が市民税非課税・・・全額免除 対象者：手帳1～3級
対象者が世帯主・・・半額免除 対象者：手帳1級

◎後期高齢者医療
手帳1,2級で65歳以上の人は後期高齢者医療に加入することができます。
問い合わせ先・・・国民健康保険課 055-934-4728

◎重度障害者（児）医療費助成 対象者：手帳1級 ※9ページ参照

◎ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 対象者：手帳有無を問わず全ての人
援助や配慮を必要とする人に対して、無料で配布しています。

◆ 税 金 ◆

・ 税制上の優遇措置

| 区 分 | 内 容 | 対 象 | 申請窓口 |
|-------------------------|------|--|--|
| 所 得 税 | 所得控除 | 特別障害者控除 40 万 手帳 1 級 普通障害者控除 27 万 手帳 2・3 級 同居特別障害者控除 75 万円 (特別障害者が同居している場合該当) | 沼津税務署 922-1560 |
| 市 民 税 | 非課税 | 障害のある人で前年の合計所得金額 が 1 2 5 万円以下の人 | 市民税課 934-4735 |
| | 所得控除 | 特別障害者控除 30 万 手帳 1 級 普通障害者控除 26 万 手帳 2・3 級 同居特別障害者控除 53 万円 (特別障害者が同居している場合該当) | |
| 自動車税 自動車取得税 軽自動車税 | 減 免 | 手帳 1 級所持者又はその人と生計を同 一にする者が取得し、又は所有する自動 車等で当該障害の通院等のためにその 生計同一者が運転する場合 ※生計同一証明書・常時介護証明書は 東部健康福祉センター障害福祉課。 持ち物： ①障害者本人と運転をする人を含む 住民票 ②運転する方の免許証 ③車検証 ④印鑑 ⑤精神障害者保健福祉手帳 | 沼津財務事務所 920-2019 軽自動車は 市民税課 934-4734 |
| 贈 与 税 | 非課税 | 特定障害者扶養信託契約による特別障 害者である受益者に対しては、信託受益 権の価格のうち 6,000 万円までは贈与 税が課せられない。 手帳 1 級 | 沼津税務署 922-1560 |
| 相 続 税 | 税額控除 | 障害者が相続により財産を取得した場 合、障害者が 8 5 歳に達するまでの年数 に一定額を乗じた金額を税金から控除 する。手帳 1 級～3 級 | 沼津税務署 922-1560 |

◆ 自立支援医療（通院） ◆

• 自立支援医療（通院）とは？

精神通院医療を受けている人の公費負担制度です。医療費の1割が原則として自己負担となります。（一定所得以上の一部の人を除く）

通院の他に、薬局、往診、デイケア、訪問看護も対象となります。

さらに、所得や疾病の状況に応じて、毎月の支払い限度額が異なります。

• 所得の条件は？

生活保護：生活保護受給世帯

低所得1：市民税（均等割）非課税の世帯で、本人の収入が80万円以下の人（年金収入含む）

低所得2：市民税（均等割）非課税の世帯で、本人の収入が80万円を超える人（年金収入含む）

中間所得層1：市民税額（所得割）が合計3万3,000円未満の世帯の方
「重度かつ継続」に該当する方には上限を設定

中間所得層2：市民税額（所得割）が合計3万3,000円～23万5,000円未満の世帯の方「重度かつ継続」に該当する人には上限を設定

一定所得以上：市民税（所得割）が合計23万5,000円以上の世帯は対象外
ただし、「重度かつ継続」に該当する人は対象となります。

| 一定所得以下 | | | 中間所得層 | | 一定所得以上 |
|--------|--------------------|--------------------|----------------|---------------------------|----------------|
| 生活保護世帯 | 市民税非課税 | | 市民税 < 3万3,000円 | 3万3,000円 ≤ 市民税 < 235,000円 | 235,000円 ≤ 市民税 |
| 負担0円 | 本人収入 ≤ 80万 低所得1 | 本人収入 > 80万 低所得2 | 中間所得1 | 中間所得2 | 公費負担の対象外 |
| | 重 度 か つ 継 続 | | | | |
| | 負担上限月額 2,500円 | 負担上限月額 5,000円 | 負担上限月額 5,000円 | 負担上限月額 10,000円 | 負担上限月額 20,000円 |

•「重度かつ継続」の対象は？

- ① 認知症などの器質性精神病
- ② アルコール依存症などの薬物関連障害
- ③ 統合失調症、妄想性障害などの統合失調症圏の疾患
- ④ うつ病、躁うつ病、神経性うつ病などの気分障害（感情障害）
- ⑤ てんかん
- ⑥ 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された人

• 申請の手続きは？

窓口：障害福祉課

- 申請に必要なもの：①自立支援医療費支給認定申請書
②医療用診断書（手帳と同時申請の場合、手帳用診断書）
③医療保険証
④個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
（本人及び同一保険加入者の原本又は写しが必要です）
⑤印鑑

有効期限：1年間

- 1年毎に再認定（更新）の手続きが必要です。なお、診断書の提出は2年に1度になります。
- 再認定（更新）手続きは有効期限の3ヶ月前から受付けます。

その他：

- 医療機関は、自立支援医療（精神通院）指定医療機関の指定を受けた医療機関（薬局・訪問看護事業を含む）でのみ適用されます。
- 受給者証に記載された医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む）でのみ適用されます。医療機関を変更する場合には、あらかじめ変更届が必要です。
- 県において内容を審査し、認定されると、受給者証、自己負担上限額管理票が交付されます。
- 入院医療費には適用されません。「精神障害者医療費助成金制度」（入院）がありますので、ご相談ください。※7ページ参照

◆ 医療費助成制度（入院） ◆

• 医療費助成制度とは？

精神に障害がある人へ長期間にわたる入院の医療費を助成することにより、経済的・精神的援助を図り、精神に障害がある人の福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

• 受給できる対象者は？

沼津市に住所があり、精神科への入院期間が継続して3ヶ月を超える、または、すでに助成を受け退院後6ヶ月以内に再入院した精神に障害のある人。

※ 「重度障害者（児）医療費助成金」を受給している場合は、対象外となります。

• いつから開始できるの？

入院期間が満3ヶ月を経過した翌月です。

助成を受けた後の6ヶ月以内の再入院の場合は、その月からとなります。

• 助成額は？

保険診療自己負担額から高額療養費などの給付額を控除した額の1/3です。



・申請の手続きは？

窓口：障害福祉課

申請に必要なもの

①精神障害者医療費助成金支給申請書（助成対象月数分）

※申請書に医療機関で医療費の証明を受けていない人は、対象入院分の
医療費の領収書を申請書に添付

②証明書（医療機関が記入したもの）

③口座振替依頼書

④医療保険証（コピーでも可）

※社会保険証・共済保険証をお持ちの方で高額療養費の支給を受けている人は、その決定通知書も必要となります。

・申請期限は？

助成開始対象後の診療月から起算して1年以内です。



◆ 重度障害者（児）医療費助成 ◆

心身に重度の障害のある人に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部を助成します。

• 受給できる対象者は？

- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人

※本人及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は助成対象となりません。

※手帳の期限が切れた場合や等級が変わった場合等は助成対象となりません。

• 助成対象は？

- 医療機関や薬局等で支払われる医療費の自己負担金（保険診療分）
- 65歳以上の新規対象者のうち、住民税課税世帯に属する方は入院医療費が助成対象外
- 保険がきかない健康診断、予防接種、文書料、薬の容器代、オムツ代、入院時の差額ベッド代や食事代等は助成対象外

◎「自立支援医療（精神通院）」受給者証をお持ちの方は、重度障害者（児）医療費助成受給者証との両方を医療機関に提示願います。

★「高額療養費」や「家族療養費附加金」など、各種の保険制度からの給付金がある場合は、その給付額を差し引いた残額が対象となります。

一部負担金

- 1ヶ月1病院500円まで（助成金支給時に控除）
（薬局については一部負担金はありません）

所得制限

- 本人及び同一世帯の家族が一定の基準を超える所得がある場合は助成対象となりません。

• 申請方法は？

医療機関へ重度障害者（児）医療費助成金受給者証を提示し、今まで通り一旦医療費を全額支払っていただくと、医療機関がまとめて申請します。県外でかかった医療費は領収書を添付し、医療費助成金支給申請書を障害福祉課へ提出して下さい。また、保険適用の鍼灸マッサージについても、県内外関係なく領収書を添付して申請書を障害福祉課へ提出して下さい。

◆ 自立支援給付 ◆

• 自立支援給付とは？

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある人が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。

• 利用できるサービスは？

福祉サービスは、**介護給付、訓練給付、地域生活支援事業**、その他のサービスに分けられます。

※精神に障害のある人が受けることができる主な福祉サービスです。

※障害のある人の心身の状況（障害支援区分）、介護者、居住の状況などにより利用出来ないことがあります。

• 介護給付のサービスは？

| | |
|-------------------|--|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 日常生活を営むのに支障がないように、買い物、調理、掃除等の支援を行います。 |
| 重度訪問介護 | 常に介護を必要とする重度の障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護する人が病気などによって、短期間の入所が必要な人に対して、支援を行います。 (対象者の 病状が安定 していることが条件です) |

• 訓練等給付のサービスは？

| | |
|-----------------------------|---|
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 A（雇成型） B（非雇成型） | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、社会との交流等を行う施設です。 |

• 地域生活支援事業のサービスは？

障害のある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性に応じた柔軟な事業形態による事業などを実施します。

| | |
|--------------------------|---|
| 相 談 支 援 事 業 | 障害のある人や障害のある人を介護する人の相談に応じたり情報提供などを行います。 |
| 地域活動支援センター事業 | 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を行います。 |
| 移 動 支 援 事 業 (ヘルパー支援型) | 社会生活上必要不可欠な外出（通勤、通学以外）及び余暇活動等の社会参加のための1日の範囲内で用務を終える外出の際の移動支援を行います。 ※手帳所持者で市が外出時に支援が必要と認めた人 |



• 手続きは？

(1) 相談・申請

自立支援給付の利用を希望する際は市へ相談し、自立支援給付費の支給申請をします。

(2) 支給決定

障害のある人の心身の状況（障害支援区分）、社会活動や介護者、居住などの状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握し、障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定し、自立支援給付費を支給することが適当と認められたときに支給が決定されます。

(3) 利 用

支給決定後、都道府県知事の指定を受けた事業者・施設と契約を結び、サービスを利用します。



• 利用料金は？

利用者は、事業者・施設に対して利用者負担額（原則1割負担）を支払います。なお、所得に応じ、月額負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています。定率負担の上限月額は下記の表のとおりです。（地域生活支援事業は除く）

| 区分 | 世帯の収入状況 | 月額負担上限額 |
|------|------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般 1 | 市民税課税世帯（所得割が16万円未満）で居宅で生活する人 | 9,300円 |
| 一般 2 | 市民税課税世帯（所得割が16万円以上） | 37,200円 |

障害児（20歳未満の入所施設利用者を含む）の場合は、扶養義務者（保護者等）の市民税の額により、負担の上限額が下表のとおりになります。

| 区分 | 世帯の収入状況 | 月額負担上限額 |
|------|------------------------------|---------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | 0円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 一般 1 | 市民税課税世帯（所得割が28万円未満）で居宅で生活する人 | 4,600円 |
| | 市民税課税世帯（所得割が28万円未満）で施設で生活する人 | 9,300円 |
| 一般 2 | 市民税課税世帯（所得割が28万円以上） | 37,200円 |

※高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

障害福祉サービス・障害児通所〔または入所〕支援・補装具などのサービスを併用した為に一月の自己負担額（法定の利用者負担額）の合計が基準額を超えた時に、超過分の金額が高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として助成されます。

◆ 障害基礎年金 ◆

• どのような時に受給できるの？

1. 国民年金に加入中の病気やケガで、障害になり、障害認定日に一定の障害の状態になったとき
2. 初診日の前々月までに、保険料の納付期間（※免除期間、学生納付特例期間を含む）が加入期間の2/3以上あること
ただし、上記の要件を満たさない場合でも、平成29年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の納付済期間（※免除期間・学生納付特例期間を含む）で満たされていればよいことになっています。

※ 免除期間のうち、部分免除を受けた期間は、残りの保険料を納めないと未納期間になります。

20歳前の障害については、20歳になったときから障害基礎年金が受けられます。ただし、本人の保険料納付実績が無い年金給付ですので、所得制限があります。

• 初診日とは？

障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日をいいます。（前医がある場合は、前医が初めて診断した日が初診日となります。）

• 障害認定日とは？

初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月を待たなくても症状が固定した日をいいます。

• 請求はいつからできるの？

病気の初診日から1年6ヶ月経過後、請求が可能です。

• 年金額は？

等級は、国民年金法によって決められています。

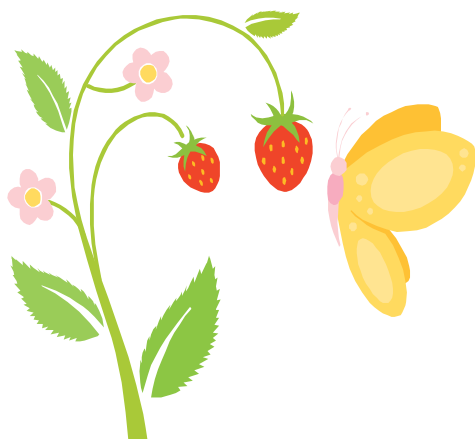
| 級 別 | 障 害 基 礎 年 金 の 額 |
|-----|-----------------|
| 1 級 | 974,125円 |
| 2 級 | 779,300円 |

※平成29年4月現在

• 相談する場所は？

以下のところに、ご相談ください。

| | |
|----------------|------------------|
| 市民課国民年金係 | TEL 934-4724 |
| 沼津年金事務所 お客様相談室 | TEL 921-2205 |
| ねんきんダイヤル | TEL 0570-05-1165 |



◆相談支援事業所等◆

・相談支援事業

| | | |
|--------------------------------------|--------------|----------|
| 障害者総合相談支援センター (障害福祉課内 9:00~16:00) | 沼津市御幸町16-1 | 934-4833 |
| 地域生活支援センターふれあい沼津 | 沼津市本字下一丁田897 | 954-2735 |
| サポートセンターなかせ | 沼津市中瀬町17-11 | 935-5680 |
| 相談支援センターきさらぎ | 沼津市石川828-3 | 967-5952 |

(平成30年4月1日現在)

・地域活動支援センター

| | | |
|------------------|--------------|----------|
| 地域生活支援センターふれあい沼津 | 沼津市本字下一丁田897 | 954-2735 |
| 相談支援センターきさらぎ | 沼津市石川828-3 | 967-5952 |

(平成30年4月1日現在)



◆ 就職支援制度 ◆

＜相談窓口＞ 沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津） TEL 918-3713

| 種 類 | 内 容 | 備 考 |
|--------------|---|---|
| 短期職場 適応訓練 | 実際に従事する仕事を体験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技術程度、適応性の有無等を把握してもらい、作業環境に適応することを容易にします。都道府県が民間事業主に委託して行い、訓練期間は原則として2週間以内ですが、重度の障害のある人は4週間以内です。 | 訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり) |
| 職場適応訓練 | 作業環境に適応することを容易にするため都道府県が民間事業所に委託して訓練を実施します。訓練期間は原則として、6ヶ月以内（重度の障害のある人は1年以内）です。 | 訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり) |
| 公共職業訓練 | 障害のある人に対して必要な技術を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として障害者職業訓練校で行っています。訓練期間は、3ヶ月～2年間です。 | ① 訓練費用は無料 (教材費は実費) ② 訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり) |
| 委託訓練 | 障害のある人が、居住する地域で企業などの多様な委託先を活用した訓練を実施することにより、職業訓練の受講機会を大幅に拡充し、雇用の促進を図る制度です。訓練期間は原則として3ヶ月以内です。 | 訓練生には訓練手当を支給 (支給要件あり) |
| トライアル雇用 | 障害のある人が3ヶ月間試行雇用（トライアル雇用）として雇用され、事業主と障害のある人双方の理解を深めていただく制度です。 | 対象要件あり |
| ジョブコーチ | 障害のある人が雇用される作業現場に、援助者（ジョブコーチ）を一定期間派遣する制度です。障害のある人からの仕事を続けるうえでの悩み等の相談を受けたり、雇用する企業との間に入って問題解決に向けての方法の助言を行います。 | |

◆ 日常生活自立支援事業 ◆

(旧地域福祉権利擁護事業)

• 日常生活自立支援事業とは？

20歳以上の精神や知的に障害のある人、認知症の人、高齢者などの中で判断能力が不十分な人たちを対象に、福祉サービスの利用などに関する相談に応じ、サービス選択、契約を支援します。また、安心して日常生活が送れるように、料金の支払いや金銭管理等をお手伝いするものです。

• どのようなサービスがあるの？

福祉サービスを利用するための援助

- 福祉サービスに関する情報提供・助言
- 福祉サービスの利用・手続きの援助
- 福祉サービス利用料の支払い
- 通知の確認などの援助
- 苦情解決制度の利用・手続きの援助

日常の金銭管理

- 年金や手当での受領確認
- 日常的な生活費に要する預貯金の払い戻し
- 医療費、公共料金、家賃、地代、税金などの支払い

書類等の預かりサービス

- 普通預金通帳、定期預金通帳
- 保険証
- 不動産権利書、契約書
- 実印、印鑑登録カード
- 貸し金庫のカギ

※書類等の預かりについては、預かりのみで資産運用はしません。

• 利用料金は？

契約後の利用は、有料となります。(1回 1,000円)
生活保護を受けている人は無料となりますが、書類などを預かるための利用料は、
実費となります。担当の専門員にお尋ねください。
相談は無料です。

• 問い合わせ先は？

沼津市社会福祉協議会

沼津市日の出町1-15 ぬまづ健康福祉プラザ(サンウェルぬまづ)内

TEL 055-922-1500

FAX 055-922-1502



◆ 成年後見制度 ◆

• 成年後見制度とは？

精神障害、認知症、知的障害などの理由で判断能力の不十分な人たちを保護し、支援するのが成年後見制度です。

たとえば、不動産や預貯金の管理、福祉サービスなどの契約や悪徳商法などの被害にあわないように保護、支援します。

• どのようなものがありますか？

成年後見制度は、大きく分けると法定後見人制度と任意後見人制度の2つがあります。

法定後見人制度とは？

「後見」「保佐」「補助」の3つにわかれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて制度を選べるようになっています。

法定後見人制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

| | 後 見 | 保 佐 | 補 助 |
|----------------|---------------------------|---------------|------------|
| 対象となる人 | 判断能力が欠けているのが通常の状態 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 申し立てをすることができる人 | 本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など | | |

• 任意後見人制度とは？

本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能となります

• 問い合わせ先は？

静岡家庭裁判所沼津支部 家事書記官室

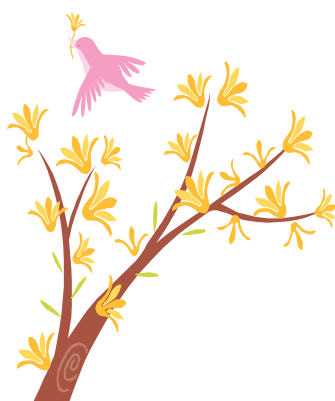
055-931-6044

◆ 近隣の医療機関（精神科） ◆

• 精神科病院

（順不同）

| | | |
|-------------------|---------------|--------------|
| 沼津中央病院 | 沼津市中瀬町24-1 | 055-931-4100 |
| ふれあい沼津ホスピタル | 沼津市市道町8-6 | 055-962-3530 |
| 伊豆函南病院 | 田方郡函南町平井1694 | 055-974-0121 |
| 三島森田病院 | 三島市徳倉1195-793 | 055-986-3337 |
| 東富士病院 | 駿東郡小山町須走109-5 | 0550-75-3800 |
| 鷹岡病院 | 富士市天間1585 | 0545-71-3370 |
| 大富士病院 | 富士市中野249-2 | 0545-35-0024 |
| 聖明病院 （アルコール専門） | 富士市大淵888 | 0545-36-0277 |



| | | |
|-------------------|---------------------------|--------------|
| ふれあい沼津クリニック | 沼津市本字下一丁田878-2 | 055-964-5070 |
| 大手町クリニック | 沼津市大手町3-1-2 エイブルコア6F | 055-962-7371 |
| ひろメンタル クリニック | 沼津市大手町5-11-3 ラピュービル2F | 055-954-5155 |
| 心療内科ゆうゆう | 沼津市添地町85 第2大久保ビル2F | 055-951-6788 |
| すぎやまメンタル クリニック | 沼津市黒瀬町2 | 055-960-7915 |
| てらだ医院 | 沼津市原1702-12 | 055-967-1286 |
| 佐藤医院 | 沼津市大岡1699-6 | 055-962-5479 |
| 大岡マサキクリニック | 沼津市大岡863-6 ツインヒルズ1階 | 055-943-9696 |
| 広小路クリニック | 三島市広小路町7-3 | 055-972-2231 |
| 文教町クリニック | 三島市文教町2-1-29 | 055-988-7531 |
| 塚田医院 | 三島市泉町5-3 | 055-975-5609 |
| 三島診療内科 クリニック | 三島市寿町3-39 田代ビル3F | 055-973-5234 |
| みしま南口クリニック | 三島市一番町15-19 TGビル5階 | 055-991-5255 |
| みしま岡クリニック | 三島市一番町13-11 ヒルトップ壱番町2階 | 055-983-6111 |
| 芝本町クリニック | 三島市芝本町11-15 | 055-983-4567 |
| 富士メンタル クリニック | 富士市本町1-2-201 | 0545-64-7655 |
| 谷こころのクリニック | 御殿場市新橋1626-1 花霧居ビル101号 | 0550-82-2702 |

◆ 駐車場料金減免 ◆

・対象となる有料駐車場は？

〔市営駐車場〕

- ・市営香貫駐車場
- ・市営香陵駐車場

〔公の施設に附帯する有料駐車場〕

- ・サンウェルぬまづ（ぬまづ健康福祉プラザ）
- ・千本プラザ（沼津高齢者等福祉世代交流活動施設）
- ・らららサンビーチ（沼津市西浦海浜施設）
- ・沼津御用邸記念公園
- ・沼津市立病院
- ・沼津市立図書館
- ・キラメッセぬまづ

・減免対象となる利用者は？

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が使用するとき
- ② 上記①に該当する人が同乗する場合において、介助者が使用するとき

・減免の対象となる時間は？

| 対象駐車場 | 時間 |
|---|--------------|
| ・サンウェルぬまづ ・千本プラザ ・沼津市立図書館 ・沼津市立病院 ・キラメッセぬまづ | 最初の4時間まで全額免除 |
| ・上記その他の有料駐車場 (4施設) | 最初の2時間まで全額免除 |

ただし、減免を受けられる時間は施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。

・減免に必要なものは？

ご本人を確認できる手帳等（コピー不可）

（対象となる人は、各施設において、手帳を提示してください。）

沼津市障害福祉課

平成30年度